

令和5年度 高齢者肺炎球菌予防接種実施要領

令和5年4月1日
一部改正 令和5年6月16日
神戸市保健所

1 実施主体等

この予防接種は「予防接種法(昭和23年法律第68号)」に基づき平成26年10月1日より実施する定期予防接種である。同法第5条に基づき実施主体は神戸市長であり、神戸市保健所が事務を担当し、予防接種は、地域の医療機関の協力を得て実施する。

2 目的

肺炎球菌は高齢者の約3~5%の方が体内に持っているといわれており、唾液などを通して飛沫感染し、高齢者では気管支炎や肺炎、敗血症などの重い合併症を引き起こすことがある。そのため、高齢者を対象に、肺炎球菌予防接種を実施する。

なお、予防接種法では、高齢者肺炎球菌感染症を個人予防目的に比重を置いて予防接種を行うB類疾病に位置付けていることから、接種を受ける法律上の努力義務は無く、かつ、自らの意思で接種を希望する者のみに接種を行うものである。

3 実施期間

令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日

4 対象者及び対象者となる要件に該当する特例等

1) 対象者

23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン(商品名:ニューモバックスNP)(以下、「23価ワクチン」とする)」を初めて接種する下記(ア)、(イ)及び(ア)、(ウ)に該当する方で接種を希望する者(過去に公費・自費に関わらず接種したことがあるものは対象外)

- (ア) 接種日時点で神戸市に住民登録がある
- (イ) 令和5年4月2日～令和6年4月1日に満65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の誕生日を迎える者。
接種は、当該年度4月1日～3月31日の間で可能とする。
- (ウ) 満60歳～満64歳(接種日時点)で心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者および、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)により免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者であり、身体障害者手帳1級を有する者または同程度以上の者)とする。
接種は、60歳の誕生日の前日より可能とする。

2) 定期接種として接種を受けることができる特例措置等

- ① 身体障害者手帳1級と同程度以上の者の取り扱い

該当の有無は、医師の判断とする。

【接種を受ける方法】

医師が対象者に該当すると判断した場合は、事前に「障害の程度にかかる意見書」(市ホームページ「神戸市予防接種契約医療機関向け情報」>「障害の程度にかかる意見書」様式をダウンロード)に必要事項を記入して保健課にFAX等にて提出する。

保健課は提出された上記の意見書の内容を確認し、要件に該当する場合は、接種券ハガキを交付する。(被接種者宛てに郵送)

- ② 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等

定期予防接種の対象であった者について、対象期間中に特別の事情（「定期接種実施要領」19の(2)に記載）により、高齢者肺炎球菌予防接種を受けることができなかつたと認められるものについては、当該特別の事情がなくなった日から起算して1年を経過する日までの間、定期接種の対象者とすることができる。（コロナ特例は③を確認すること。）

【接種を受ける方法】

「長期療養を必要とする疾病にかかった等特別の事情による 定期予防接種特例実施申請書」（市ホームページ「予防接種」>「子どもの定期予防接種」>「長期の療養を必要とする病気にかかっていたことにより、定期接種を受けることができなかつた方へ」よりダウンロード）を事前に保健課へ必要書類を提出する。

審査の上、認められた場合には保健課より、接種を受けていただくための手続きに関する書類を対象者へ送付する

③ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、定期予防接種接種期間中に接種できなかつた者（コロナ特例）

②のうち、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、規定の接種時期（対象年度の3月31日まで）に定期接種ができなかつた場合は、令和元年度～令和4年度対象者については、対象期間外を超過していても、定期予防接種として接種することができる。

【接種を受ける方法】

事前申請は不要。

医療機関にて「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う定期予防接種（高齢者肺炎球菌）特例実施申請書」（市ホームページ「予防接種」>「子どもの定期予防接種」>「新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、定期予防接種を受けることができなかつた方へ」よりダウンロード）を記入、提出し接種を受ける。

医療機関は接種後請求時に申請書を提出する。

④ 脾臓摘出者が肺炎球菌予防接種を希望する場合

脾臓摘出者は、治療として23価ワクチンを接種できるため（23価ワクチンは薬価が定められている）、定期接種として接種、または健康保険として接種のいずれかを選択することができる。

以下の表のとおり、自己負担額や健康被害が生じた場合の補償の仕組みが異なるため、それらを十分に説明のうえ、本人が希望する制度により接種を行うこととする。

ただし、無料で接種できる要件に該当する場合は、自己負担額や健康被害の補償の取り扱いを定期予防接種により実施する。

	定期予防接種助成	健康保険適応
自己負担	4,000円 <u>無料対象者は自己負担なし</u>	加入している健康保険の負担割合に応じて被接種者ごとに異なる(4,000円より低額の可能性がある)。 ※負担割合等、健康保険に関しては、医療機関より診療報酬請求先へ問い合わせる。
医療機関請求先	神戸市	健康保険の診療報酬請求先
健康被害救済制度	予防接種法に基づく	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく

【参考:対象者(イ)にかかる経過措置の延長について】

肺炎球菌定期予防接種については、平成26年10月より、「65歳の者(接種を受ける年度に誕生日を迎える者)」を定期接種対象と規定された。ただし、制度開始時に65歳を過ぎている者の接種機会を確保するため、令和5年度までの期間限定で令和5年度に70・75・80・85・90・95・100歳を迎える者も同様に接種費用の一部助成が行われることとなった。(平成26、令和元年度のみ100歳以上も対象)

5 予防接種契約医療機関

神戸市長と予防接種業務に関する契約を締結した医療機関または契約を締結した団体に所属する協力医療機関において個別実施する(市外の医療機関で接種する場合を除く)。

ただし、接種を希望する者が寝たきり等の理由から、当該医療機関において接種を受けることが困難な場合においては、予防接種を実施する際の事故防止対策、副反応対策等の十分な準備がなされた場合に限り、当該医師による接種を希望する者が生活の本拠を有する自宅、入所施設等において実施しても差し支えない。

6 ワクチンの確保及び諸資材の購入

- ・ワクチンは、卸業者より購入すること(ワクチン料金は接種料に算入されている)。事故発生時の対応に問題が生じる場合があるので、複数の卸業者からのワクチン確保は行わず、ワクチン不足が生じないよう、適正量の発注に努めること。
- ・必要資材(注射器、アルコール等)については、各医療機関において事前に購入しておくこと(この場合の資材は接種料に算入されている)。

7 接種にすること

予防接種法関係法令、定期接種実施要領、予防接種ガイドライン及びワクチン添付文書を遵守し、実施すること。

1) 対象者の確認

対象者に該当するかどうかについて、本人確認書類に基づき住所、氏名、生年月日により確認する。

被接種者が持参している接種券ハガキが、無料対象者用ハガキか一般対象者用ハガキかを確認し、無料対象者用ハガキであれば無料対象確認書類の確認は必要ないが、一般対象者用ハガキを持参した方が、無料対象者と申出る場合は、無料対象者であることの証明書類を確認す

ること。

※「無料対象確認証」は「接種券兼請求券(一般接種券ハガキ④面)」に添付が必要なため、回収するが、その他の証明書類は被接種者に返却する。

2) 接種の意思の確認

- ・あらかじめ「高齢者肺炎球菌定期予防接種を受ける前にお読みください」等を用い、肺炎球菌予防接種の有効性及び副反応等について十分説明し、接種を希望した者のみに接種する。
- ・対象者の意思の確認が容易でない場合は、家族又はかかりつけ医の協力を得て、その意思を確認して差し支えないが、明確に対象者の意思を確認できない場合は、接種してはならない。接種を希望していることが明確に認められる場合に限り、定期の予防接種として接種を行うこと。
- ・接種券兼請求券(無料 一般接種券ハガキ④面)及び予診票に必要事項を記入してもらい、十分に予診を行うこと。特に接種歴の確認を確実に行うこと。

3) 予診

- ・予診の結果、予防接種を受けることが適当でない者(「予防接種実施規則」第6条及び「予防接種法施行規則」第2条に規定)には、当日の接種を行ってはならない。
- ・予防接種を行うに際して注意を要する者(「定期接種実施要領」第1総論の7(1)のエに記載)に接種を行う場合は、接種を希望する意思を確認した上で、説明に基づく同意を確実に得ること。

4) ワクチンの接種間隔について

- ・肺炎球菌ワクチンは不活化ワクチンであり、他ワクチンとの接種間隔の制限はない。新型コロナワクチンとの接種間隔については、新型コロナワクチンの接種前後に、インフルエンザワクチン以外のワクチンを接種する場合は、互いに一方のワクチンを接種してから13日以上の間隔(2週間後の同じ曜日から接種可能)をあける必要がある。また、同時接種は認められていない。

5) 接種済証の交付

- ・被接種者に、予防接種済証(無料 一般接種券ハガキ②面)を交付する。
接種券兼請求券(無料 一般接種券ハガキ④面)は「対象要件」及び「接種料金」欄をもれなく記入の上、請求書に添付する。
- ・被接種者が寝たきり等の理由から居宅で接種した場合など、アナフィラキシーショック等、万一の副反応発生時の連絡方法等を指示しておくこと。

6) 予診票の保管・その他

- ・予診票3枚目は、カルテに準じて5年間保管する。「4 1)対象者(ウ)」にかかる診断書・主治医の意見書がある場合は、予診票とともに保管する。
- ・医療系廃棄物(注射器、針、ワクチン残液等)は、適正な処理をすること。

8 接種料の徴収

1) 接種料

自己負担額 4,000円。

ただし、次頁の【無料対象要件】に該当する場合は全額助成(自己負担なし)となる。
また、2回目以降の接種を希望する者は任意接種となり、全額自己負担となる。

【無料対象要件】

- (ア)生活保護世帯
- (イ)市民税非課税世帯
- (ウ)中国残留邦人等支援給付制度受給者
- (エ)神戸市における公害被認定者(ただし、(ア)(イ)(ウ)以外の者)

2) 接種料の徴収

- ・上記のとおり、接種者から料金を徴収する。
- ・無料対象者に該当するかどうかについて、無料対象者用接種券ハガキがないものについては以下の【無料対象であることの証明書】のいずれかにより確認する。(iv)無料対象確認証に限り回収する。

- ・証明書は右記バーコードからホームページにて確認するか、
令和3年度配付の無料対象証明書一覧(写真付パウチ)を参照すること。
- ・神戸市の公害被認定者で市外に住民登録がある者は、一旦本人が自己負担分を支払った後、本人からの請求に基づく償還払いの方法で費用助成する。

【無料対象であることの証明書】

- (i)令和5年度発行「介護保険料のお知らせ(納入通知書)」
(第1~3段階のもの、再発行不可)
- (ii)生活保護適用証明書または生活保護法医療券
- (iii)介護保険負担限度額認定証
- (iv)後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証
(国民健康保険限度額適用・標準負担額認定証は無料対象の証明書に含まれない)
- (v)中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による支援給付対象者は「本人確認証」または「支援給付適用証明書」
- (vi)神戸市発行の公害医療手帳
- (vii)無料対象確認証(水色)
(申請方法は電子・電話・郵送のみ、区役所・支所での交付はしていない)

9 接種料の請求

契約医療機関は、上記に従い予防接種を実施し、接種料及び無料対象要件に定めるとおり、被接種者から自己負担額分の徴収及び神戸市に助成額の請求を行うこと。

【請求時の送付書類】

- ①接種券兼請求券(接種券ハガキ④面)(必要事項を記入しているか、請求件数と請求券の枚数が合致しているかを確認すること)
- ②無料対象確認証(水色)(無料対象要件を無料対象確認証にて行った場合のみ接種券兼請求券(一般接種券ハガキ④面)に添付)

10 予防接種後副反応報告

予防接種を受けた者に、アナフィラキシー(即時性全身反応)などの、報告基準に該当する症状が出現した場合は、「予防接種後副反応報告書」により、速やかに(独)医薬品医療機器総合機構(FAX:0120-176-146)と神戸市保健所保健課(FAX:078-322-6763)にFAXにて報告すること。(平成25年3月30日健発0330第3号「定期の予防接種等による副反応の報告等の取扱いについて」、報告基準及び副反応報告書様式は厚生労働省ホームページ(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou_kekkaku-kansenshou/yobou-sesshu/index.html)

11 予防接種健康被害救済制度

予防接種を受けた者のうち、重つな副反応が生じた場合は、予防接種健康被害救済制度の対象になる場合がある。健康被害が発生した場合は、神戸市保健所保健課予防接種担当まで速やかに連絡すること。
※予防接種ガイドライン「副反応(健康被害)と対策」(公益財団法人予防接種リサーチセンター発行)を参考にすること。

12 市内に住民登録があり、やむを得ず他市区町村などで接種する者の取り扱い

契約医療機関で接種することが原則であるが、市外の施設・医療機関等に入所・入院中、または基礎疾患を持ち、かかりつけ医が市外である等のやむを得ない理由により市外での 接種を希望する者については、事前申請により神戸市が接種費用を助成する。

13 市外に住民登録があり、神戸市内で接種を希望する者の取り扱い

神戸市は接種費用を助成しない。市区町村により自己負担額、費用助成の有無など 実施方法が異なるため、当該市区町村に確認すること。市外に住民登録がある者は、原則、当該市区町村長発行の予防接種実施依頼書等が必要である。

<問い合わせ先>

(1)実施に関する問い合わせ・実施依頼書等の発行申込に関する問い合わせ

保健所保健課 予防接種担当 TEL:078-322-6788(直通)

(2)請求に関する問い合わせ・無料対象者の確認に関する問い合わせ

〒650-0032 神戸市中央区伊藤町 111 神戸商工中金ビル 4 階

神戸市行政事務センター TEL:078-381-5533(直通)

(3)神戸市発行の公害医療手帳に関する問い合わせ

保健所保健課公害担当 TEL:078-322-5248(直通)